# 森吉山麓高原自然再生事業実施計画書 第2期

平成23年3月策定 秋 田 県

# 目 次

はじめに	Ξ • •		• •	• •	•	• •	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
第1章	実施者	の名称と	実施	者の	属す	トる	協	議会	<u>×</u>																
	1 – 1	実施者の	名称		•					•															2
	1 – 2	実施者の	属する	協請	養会		•		•	•			•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	2
第2章	自然再	生事業の	対象。	とな	る <b>2</b>	区域	及	びそ	E 0.	内	容	ļ.	•	•	•		•						•		3
	2 — 1	対象区域	の概要	Ē	•		•			•		•					•		•	•		•	•	•	3
	2-2	対象区域	の歴史	已的多	逐遷		•		•	•			•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	4
第3章	周辺地	域の自然	環境。	との	関係	系な	ら	びに	⊂ É	烈	環	境	の	保	全	上	の た	意	義.	及	び	効	果	;	5
	3 – 1	周辺地域	の自然	、環境	きと(	の関	係										-		•						5
	3-2	事業区域	割辺σ	自然	大環	境の	現:	況																	5
	3 – 3	自然環境	の保全	<u>È</u> 上の	意	義及	び	効果	1	•	•		•		•		•		•		•			•	6
第4章	自然再	生のための	の具体	的	実ま	施	方金	+																	8
	4 — 1	植栽等に	よる自	然再	生	の基	本	的な	方	·針			•			•									8
	4 – 2	植栽区域													-										9
	4 – 3	植栽方法																							1 1
	4 – 4	土壌改良	方法												-										1 4
	4 – 5	天然下種]	更新補	亅助作	丰業																				1 5
	4 – 6	育苗方法																							1 5
	4 – 7	モニタリ	ング																						1 7
	4 – 8	維持管理	•				•		•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	1 8
第5章	自然観	察・自然	環境	学習	につ	つい	て			-	-		•	•		•						•		2	0
	5 <b>—</b> 1	基本的な	きえ	方																					2 (
	5 – 2	取り組み	∤方針																						2 (
	5 – 3	具体的な	い取組	内容	ξ.																				2 C

# はじめに

本県では、北秋田市の森吉山麓高原で過去に失われたブナ林の再生をとおして豊かな自然環境の保全を図るため、自然再生推進法に基づく森林再生を平成16年度から進めてきている。

これまで、平成17年7月に「森吉山麓高原自然再生協議会」が設立され、平成18年3月に「森吉山麓高原自然再生全体構想」が策定されているが、この全体構想においては、森吉山麓高原の自然再生に向けた二つの大きなコンセプトが示されている。

ひとつは「100年かけてブナ林の多様な価値を取り戻す」ことであり、ふたつめは「クマゲラの棲める森をつくる」ことである。全体構想ではこれを実現していくための短期的、中期的、長期的な目標を定めている。

本実施計画書は、県が再生事業の実施者として全体構想のコンセプトを踏まえ、短期的な目標を達成するためのものであり、平成18年度に策定した前期計画を継続していくためのものである。

なお、本実施計画の実施期間は平成23年度から平成27年度までの5年間とする。



森吉山に生息するクマゲラ

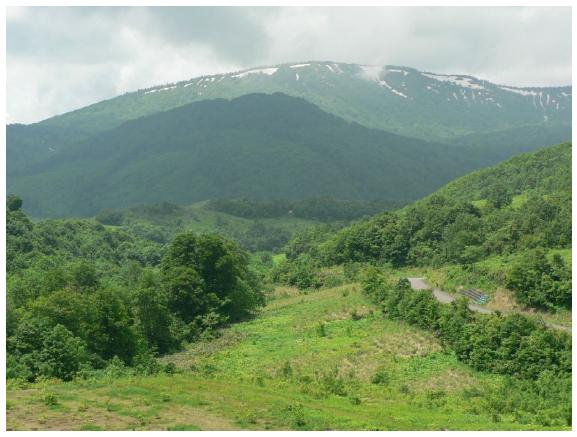
# 第1章 実施者の名称と実施者の属する協議会

# 1-1 実施者の名称

本実施計画書に定める事業は、秋田県(農林水産部森林整備課及び生活環境部自然保護課)が実施する。

# 1-2 実施者の属する協議会

実施者の属する協議会は、「森吉山麓高原自然再生協議会」である。



事業地内から南側を望む

# 第2章 自然再生事業の対象となる区域及びその内容

# 2-1 対象区域の概要

自然再生事業の対象地は、秋田県のほぼ中央に位置する北秋田市森吉山麓高原 1 - 1 (面積 487.7ha)であり、森吉山東山麓のノロ川と東又沢に挟まれた区域である。(図 2 - 1 - 1)

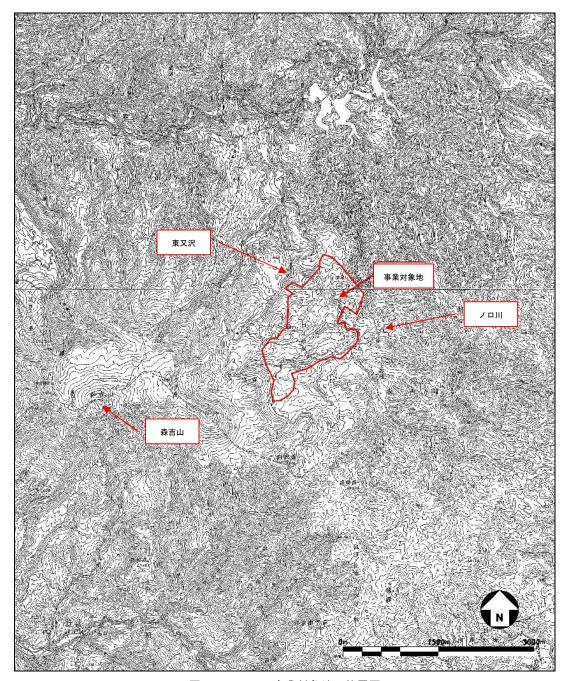


図2-1-1 事業対象地 位置図

# 2-2 対象区域の歴史的変遷

平成15年6月

平成15年7月

平成16年5月

平成16年~

平成21年度末

対象区域は昭和43年に「森吉山県立自然公園」の指定を受けているが、昭和49年度から昭和63年度にかけて、畜産振興による山村所得の向上と雇用の拡大を期待した草地造成が行われ、ブナを主体とする広葉樹林が伐採されている場所である。

草地造成後は、長年にわたり地元自治体営の牧場として森吉牛(褐毛和種)の放牧に活用されてきた。

また、この区域では平成10年に全国のボーイスカウトが一堂に会する第12回日本ジャンボリーが開催されており、この開催に先立つ平成7年から9年にかけて散策路やキャンプ場などからなる秋田県奥森吉青少年野外活動基地(以下、「野外活動基地」という。)が整備されている。

さらに、平成16年には国指定森吉山鳥獣保護区を含む森吉山一帯を訪れる人々に 当該地域における利用の適正化を図り、野生鳥獣の生態等に関する普及啓発活動、鳥 獣の生息に適した環境の保全・形成を行うための拠点施設として環境省森吉山野生鳥 獣センター(以下、「野生鳥獣センター」という。)が開所している。

なお、牧場については、畜産農家の減少等の理由から平成21年度をもって利用が 廃止され、その役割を終えている。

年 月 日	内 容
昭和43年10月	森吉山県立自然公園の指定 (387 ha)
昭和48年 7月	県立自然公園特別地域の解除
昭和49~54年	県営草地開発整備事業 250.0ha を草地開発
昭和58年	団体営草地開発整備事業 13.7ha を草地開発
昭和58年11月	国設鳥獣保護区の設定 (330ha)
平成5年11月	国設鳥獣保護区の拡張(1,175haに)
平成7~9年	第 12 回日本ジャンボリー開催のための施設整備
平成8年3月	秋田県が国(秋田営林局)より牧草地を含む 505ha を買い上げ
平成10年6月	秋田県奥森吉青少年活動基地 開所
平成10年8月	第 12 回日本ジャンボリー開催
平成15年3月	環境省に森吉山野生鳥獣センター事業用地(約 17. 6ha)を売却

森吉山県立自然公園の拡張(119ha)

環境省森吉山野生鳥獣センター開所

北秋田市が牧場利用を廃止

国指定鳥獣保護区の拡張 (本事業対象地)

秋田県が森吉山麓高原自然再生事業に着手

表 2 - 2 - 1 歴史的変遷(抜粋)

# 第3章 周辺地域の自然環境との関係ならびに自然再生の意義と効果

#### 3-1 周辺地域の自然環境との関係

事業区域周辺にはブナを主体とした広葉樹林が広く残っているほか、スギの 植林地が広がり、事業区域はそれらの森林の中に広大なギャップとして存在し ている。

また、事業区域周辺の太平湖(人造ダム湖)や三階滝・桃洞の滝をはじめとする大小の瀑布、甌穴が連なる渓谷や、森吉山に連なるヒバクラ岳への利用者がその通過経路や発着の拠点として訪れる場所となっている。

併せて、春秋には山菜採り、キノコ採りを目的とした利用者が数多く訪れる 場所である。

# 3-2 事業区域周辺の自然環境の現況

#### (1) 地形及び土壌

事業区域は森吉山北東の標高620~880m程に位置し、この一帯は森吉山火山地山頂の爆裂火口形成に由来する火山泥流台地であり、緩やかな地形が特徴である。土壌母材の大半は溶結凝灰岩となっており、林地部分の土壌は、山地帯に一般的に分布する褐色森林土壌となっている。

#### (2) 植物相

森吉山麓一帯はブナが優占し、東北地方の日本海側に典型的な「ブナーチシマザサ」群落を形成している。しかし、林床にササ類は少ないのが特徴であり、これはかつての林内放牧の影響と考えられている。

沢筋やノロ川周辺にはヤチダモ、キハダ、サワグルミ、トチノキなどからなる湿性林が随所に見られ、尾根筋にはクロベ、キタゴヨウと共にスギが分布している。なかでも、桃洞・佐渡スギは高標高に生育するスギ原生林として貴重である。

また、事業区域周辺にはスギ植林地も存在するが、その一部ではスギと広葉 樹との混交林化が進んでいる。

この一帯のブナ林に多く見られる植物相は表3-2-1のとおりである。

表3-2-1 森吉山麓高原周辺のブナ林に見られる植物

高木・亜高木類	ブナ、ミズナラ、ベニイタヤ、ホオノキ、コシアブラ、トチノキ、ハリギリ、タムシバ、			
	ハウチハカエデ、ナナカマド、ウワミズザクラなど			
低木類	コハウチワカエデ、オオカメノキ、オオバクロモジ、エゾユズリハ、チシマザサ、ヒメ			
	アオキ、ハイイヌツゲ、ハイイヌガヤなど			
草本類	ヤマドリゼンマイ、ヤマソテツ、シラネワラビ、ミヤマカンスゲ、ミヤマカタバミ、ユ			
	キザサなど			

#### (3) 動物相

事業区域周辺では、本州で昭和50年に最初にクマゲラ(「平成18年に環境省が発表したレッドリストで絶滅危惧 II 類(VU)に指定」)の生息、繁殖が確認されていることから、事業地を含む一帯が国指定鳥獣保護区に指定されている。特に、事業区域に隣接する南東部のブナ林はクマゲラの繁殖中核地として開発行為が禁止されている「鳥獣保護区特別保護地区」に指定されている。(図3-2-1)

また、ニホンカモシカやツキノワグマなど多種多様な動植物が生息しており、 この一帯における動物相は、表3-2-2のとおりである。

哺乳類	13種の中・大型哺乳類	ニホンカモシカ、ツキノワグマ等
	6種の小型哺乳類	ホンシュウモモンガ、アカネズミ等
	5種のコウモリ	ユビナガコウモリ、ウサギコウモリ等
鳥類	30科85種	クマゲラ、モズ、ウグイス、ホオジロ、ヒヨドリ、キセ
		キレイ、ムクドリ等
両生・爬虫類	両生類8種、爬虫類4種	(両生類)カジカガエル、トウホクサンショウウオ等
		(爬虫類)シマヘビ、ジムグリ等
淡水魚類	おおよそ3種	イワナ、ウグイ、カジカ等
昆虫類	109種	ヨコヤマヒゲナガカミキリ、ホソヒメクロオサムシ、
		ヒメギフチョウなど

表3-2-2 動物相の確認種

# 3-3 自然再生の意義と効果

森吉山麓高原における自然再生の意義は、草地造成により失われたブナを主体とする広葉樹林を再生し、周辺の森林生態系保護地域や「緑の回廊」と連続する広大な森林の形成を図ることで、豊かな自然環境の指標であるクマゲラをはじめとして、多種多様な動植物の生息、生育環境の保全につなげていくことである。

同時に、再生活動を地域住民や関係団体等の参加を得て実施することで、その内容の検証や地域における理解が得られるほか、参加する個人・団体の交流を通じ、将来に渡ってこの貴重な自然財産を引き継ぐという合意形成が図られることが期待できる。

加えて、本事業の実施により、県内における同様の取り組みに対して貴重な経験 と教訓をもたらす効果も期待される。

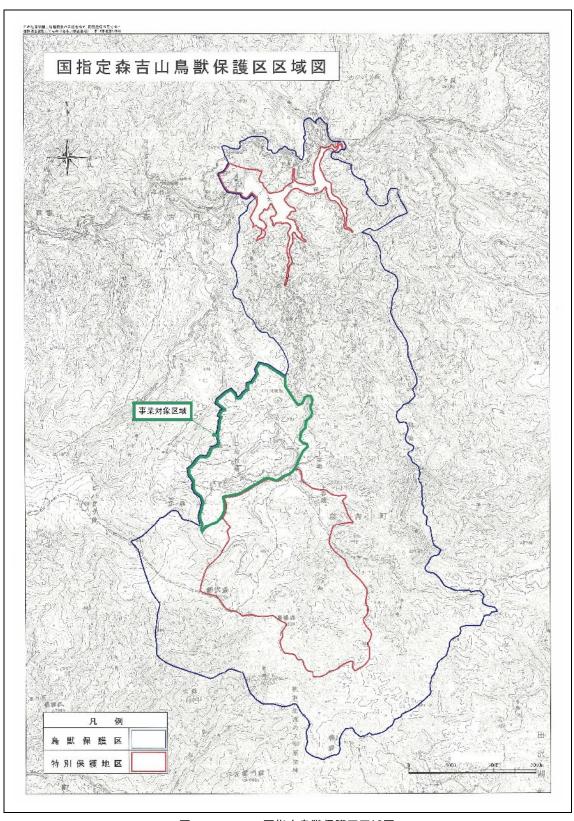


図3-2-1 国指定鳥獣保護区区域図

# 第4章 自然再生のための具体的な実施方針

#### 4-1 植栽等による自然再生の基本的な考え方

放牧跡地を森林に再生していくための基本的な手法は、林冠構成種の苗木の植栽であり、植栽に用いる苗(種子)については、地域遺伝子資源保全の観点から事業地内由来のものとすることを原則とする。

植栽に当たっては、できる限り自然の再生力を活用しながら進めるため、列状や島 状の植栽地を設定するものとする。

これは、将来それらの植栽木が成長して母樹となり、その母樹からの下種更新等により樹林帯が拡大していくことで、コリドー(回廊)の役割を果たすことを期待するものである。このため、植栽地の配置は群状とし、配置箇所の地形に応じて柔軟な形状と間隔をとるものとする(図4-1-1、4-1-2)。

加えて、自然再生では鳥や風によって運ばれる種子等による森林再生の力も大きいことから草地の土壌改良を行い、そうした種子の発芽と生長に必要な土壌条件の確保 を図るものとする。

なお、平成18年度から試験植栽として様々な条件の下で植栽を進めてきているが、 未だ確固たる技術の確立には至ってはいない。このため、引き続き、これまで植栽し てきた箇所のモニタリングを行いながら、より効果的、かつ省力的な再生手法を検討 していくこととする。

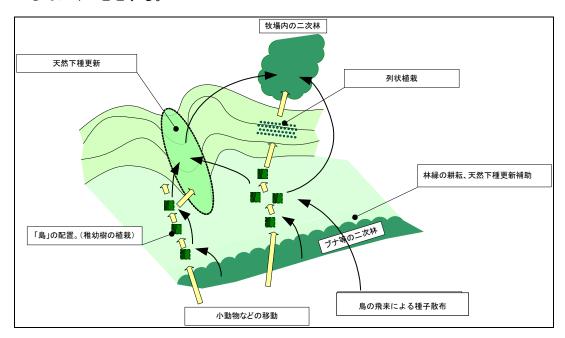


図4-1-1 植栽概念図



図4-1-2 島状植栽のイメージ写真

(左が島状植栽が成長した状態のイメージで、右の既存の森林とゆるやかに連続していく)

# 4-2 植栽区域

事業地内では既に二次化している箇所(図4-2-1)があり、それらの場所についてはその推移を見守ることとし、それ以外の草地部を植栽(再生)の対象とする。

ただし、青少年野外活動センター、親子キャンプ場、大印展望台などの既存野外活動施設周辺については、草地自体も施設との一体的な活用が期待できることから、原則として現況を維持することを基本とする。なお、利用者によるキャンプ場周辺への植栽など施設利用と一体的な再生活動が行える場合は、適宜柔軟に対応するものとする。

植栽区域の優先度については、クマゲラの生息域に隣接していることから、南側を 優先的に進めることとする。



図4-2-1 二次林化している区域

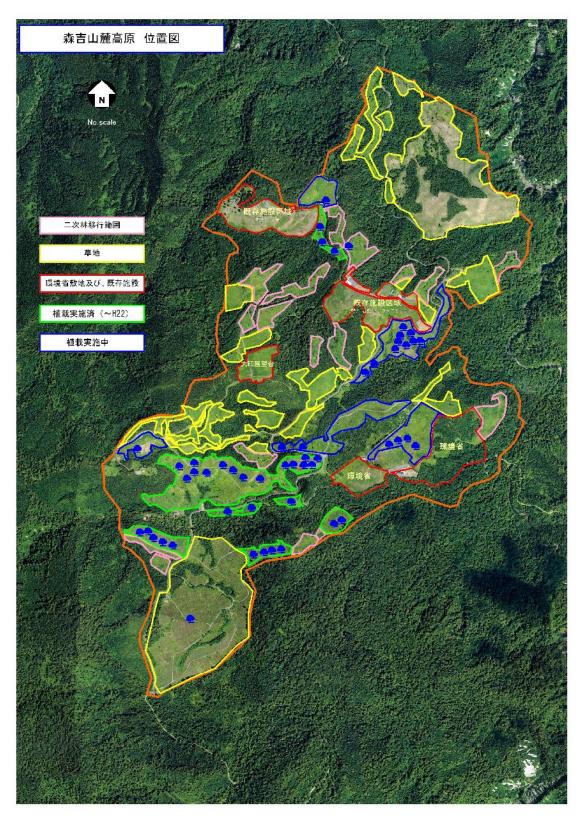


図4-2-2 植栽区域位置図 (青のマークが植栽している部分)

# 4-3 植栽方法

#### (1) 植栽樹種

事業地内及び事業地周辺に生育している樹種を植栽することとし、ブナ、ミ ズナラ、トチノキなどの将来高木になりうる樹種を主体とする。

植栽する苗木は、遺伝子保護の観点から事業地内からの山取苗や育苗した苗 木を利用する。

#### (2) 植栽間隔・密度

将来の樹冠の広がりを考慮し、植栽間隔は2.5m程度とし、1ha当たり の植栽本数は1,500本を基本とする。

なお、将来の維持管理作業(下刈り)の誤伐等を防ぐためにも、規則的な植 栽間隔とする。

なお、植栽予定箇所に生育している広葉樹 (H=1.5m 以上) がある場合はそれ らの樹木を中心に、ブナなどの苗木を植栽する。

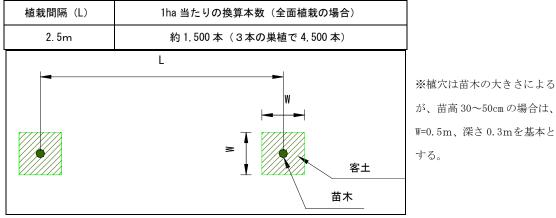


表4-3-1 植栽間隔(2.5mの場合の密度)

する。

※植穴は苗木の大きさによる が、苗高30~50cmの場合は、

図4-3-1 植栽基本図

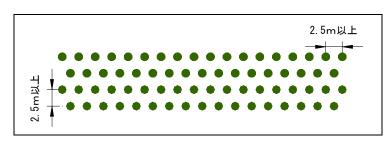


図4-3-2 列状植栽基本図

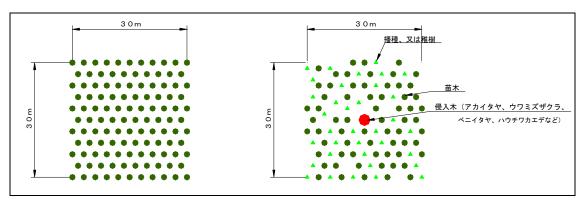


図4-3-3 島状植栽基本図

# (3) 島の形状と配置間隔

島の形状は30m四方程度の方形とし、配置間隔は将来の島状植栽地相互の影響を勘案して50m程度の間隔とし、群状に配置する。

これらの植栽地について、早期に連続性を図る観点からは、島間にも植栽や 天然下種更新補助作業を実施することが必要であるが、当面は島状の植栽地の 造成を優先することとする。

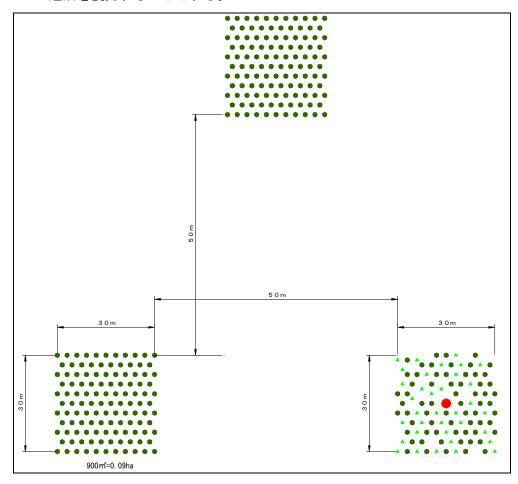


図4-3-4 島状の基本配置図

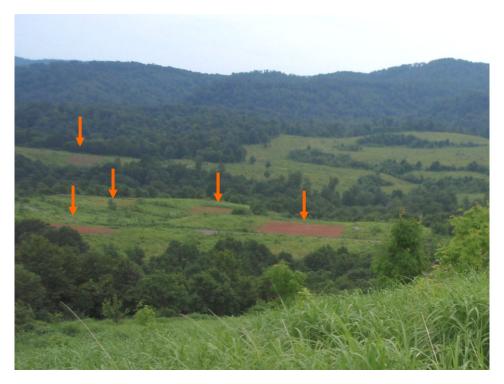


図4-3-5 島状植栽実施状況 (矢印の部分が土壌改良を行い、ブナを植栽している部分)

#### (4) 植栽時期

植栽については、植栽適期の春期(5~6月)と秋期(10月~11月)とする。

ただし、ボランティア等が参加しながら行う植栽については、真夏を除く通 年の植栽が可能となるようポット苗を利用して植栽を行う。

#### (5) 植栽方法

植栽の際は、植穴における水捌け(停滞水の発生)に留意するとともに、傾 斜地では斜め植えを行うなど雪害対策も考慮する(図4-3-6)

また、大苗は列状植栽や、島の中心部または外周への植栽を基本とする。

なお、対象区域にも存在する極端な急傾斜地等への植栽については植生基盤 造成や雪害対策、表土流出防止策等の検討を要することから、当面は植栽対象 から除外し、平坦部での植栽がおおむね完了した時点で検討することとする。

また、土壌改良の当年度は植栽区画が裸地化するが、これまでの実施状況から2、3年後には一面が草本類に覆われることから、植栽と併せてウッドチップや刈り取ったススキ等よるマルチングを行うこととする。(図4-3-7)

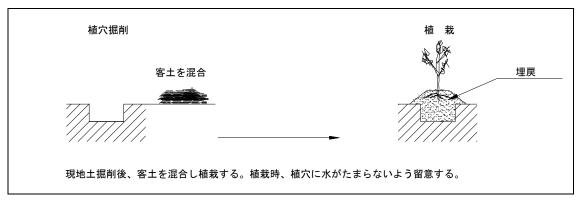


図4-3-6 平坦部~ゆるやかな傾斜地の場合



図4-3-7 現地で刈り取りしたススキによるマルチング

# 4-4 土壤改良方法

事業地内は過去の草地造成によりAO層やA層が貧弱であり、かつ、植栽に適さない土壌が大部分を占めるため、次により土壌改良を行うことを基本とする。

- (1) 土壌軟化・通気性・透水性の改善と除根のために土壌耕転を行う
- (2) バーク堆肥や籾殻等を土壌改良材として混入し、状況に応じて客土を行う

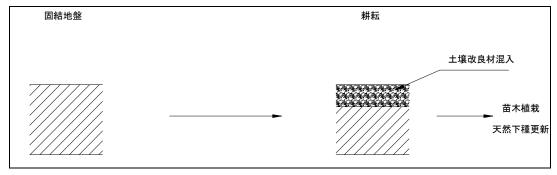


図4-4-1 土壌改良方法

# 4-5 天然下種更新補助作業

林縁にある母樹周辺では重力散布等により種子が落下するため、こうした箇所では 天然下種更新を促進することが自然再生の速度を加速させるためには肝要となる。

このため、種子の豊凶予測と連動しながら、豊作年に種子が落下する前に土壌改良 やかきおこしなどの実施を検討する。

耕耘幅は、天然下種更新補助試験地のブナの発芽状況などからして、林縁部から3 0m程度とするが、すでに更新が良好と認められる林縁部については、さらにその外側を耕転して、採取した種子を播種することも検討する。

なお、発芽した稚樹を確実に生長させていくには、草本や稚樹同士による被圧から 保護する維持管理作業が不可欠となるが、事業地が奥地であることから日常的な維持 管理は困難である。このため、多数発生した稚樹については植栽のための山取苗に使 用しながら間引きするなど、天然下種更新補助作業実施地を苗木供給地としての活用 も検討する。

#### 4-6 育苗方法

#### (1) ブナの育苗

植栽に用いる苗木は、次の理由から事業地外(県森林技術センター)と事業 地内(野外活動基地周辺)の2カ所での育苗を行うものとする。

事業地外では良好な畑地を確保することが可能で、水遣りや施肥などの管理が容易であるが、植栽前に現地標高に順化させる作業が必要となることや、運搬や仮植の経費がかかりましになるというデメリットも大きい。

一方、事業地内では人的な面から適切な管理が難しいほか、予測できないこと (気象災や獣虫害など) が生じる危険性があるが、ボランティアや来訪者による植栽活動に臨機応変に苗木を提供できることや、大きな生育環境の変化なしに苗木を移植できるため生育阻害が少ないなどのメリットもある。

なお、県森林技術センターにおける苗木の本数が少なくなってきていること 等から、本実施計画初期において当面必要となる種苗の確保を行うこととする。 併せて、継続的かつ安定的に苗木を確保できるよう、種子の豊凶予測と連動

# しながら行うものとする。





図4-6-1 苗畑(左:森林技術センター、右:現地)

# (2) その他の樹種の育苗

森吉山麓一帯にはブナの他に多種類の樹木が生育しており、こうした樹木も 多様な森林を構成するには必要不可欠である。

特に、風や鳥による種子散布が期待できないミズナラ、トチノキについては、 高木層を形成する代表的な樹種であることから、ブナと併せて育苗を行うこと が望ましい。

なお、これらの種子については採種が容易であることから、自然環境学習と 連携しながら、現地での苗畑への播種等を行いながら進めるものとする。



図4-6-2 土壌改良地に飛散してきたベニイタヤ稚樹

#### 4-7 モニタリング

#### (1) 目的

モニタリングは苗木の植栽や天然下種更新補助作業の成果を評価し、それを 基に実施方法の改善や実施計画の見直しに反映していくことを目的とする。

#### (2) 調査方法

植栽や天然下種更新補助作業を行っている箇所での活着率・生長量・獣害の有無・発生稚樹の状況などの調査を行う。植栽木の枯死が認められた場合は、その原因を特定するよう努める。

また、モニタリングは植栽した苗木の生長を見続けることでもあり、植栽に次いでボランティア等が参加しやすい取組みでもあることから、参加型のモニタリングの手法についても検討、試行を進める。

項目	内容	調査箇所
苗木の活着率	調査票記入、写真	植栽地
苗木の生長量	調査票記入、写真	植栽地
獣害の有無	調査票記入、写真	植栽地
植物相調査	調査票記入、写真	事業地全域
稚樹の発生状況	調査票記入、写真	植栽地、天然下種更新補助作業地

表 4-7-1 モニタリングの主な実施項目

#### (3) 前期計画のモニタリング結果

平成18年度に試験植栽地として設定した区画については、県森林技術センターでモニタリングを実施しており、平成22年秋における状況は次とおりとなっている。(図4-7-2、図4-7-3)

このうち、島11、島12については、後年森林技術センターで育苗した苗の植栽区画として、後年のモニタリングに追加した区画である(平成18年当初は山取苗)。

島1から島10は客土、堆肥、苗の大きさを変えて試験しているが、現在のところ、条件を変えたことによる有意な差は確認できていない。これは、試験植栽地の区画毎の立地条件が微妙に異なることが一因となっていると考えられる。

他方で、植栽後3、4年経過した頃から植栽木の上長生長が認められ始めており(図4-7-3)、植栽条件の善し悪しを判断するためにも引き続きモニタリングを行うことが重要となっている。

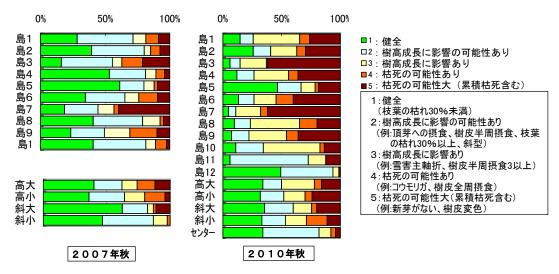


図4-7-1 苗木の健全度割合とその変化

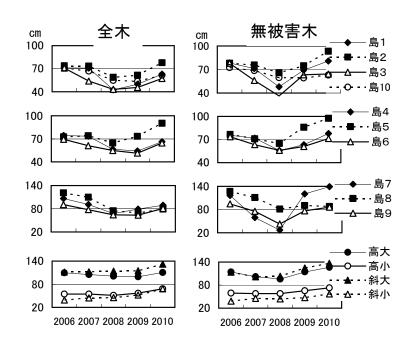


図4-7-2 植栽ブナの樹高成長の推移

# 4-8 維持管理

#### (1) 目的

植栽された苗木や天然下種更新により発生した稚幼樹の安定的な生育を促すために行う。

#### (2) 体制

県が実施するほか、ボランティアや、NPO団体等(以下「NPO団体等」

という。)など多様な主体の参加を得た柔軟な体制を整備する。

なお、前計画期間内にNPO団体等が関与して植栽した箇所については、各 団体と県が協力しながら維持管理が行えるよう調整に努めるものとする。

#### (3) 内容

維持管理に伴う作業内容は以下を基本原則とするが、モニタリング調査の結果を踏まえて柔軟に対応していくものとする。

#### ① 下划

これまでの状況では、植栽から数年が経過すると草本類が繁茂するようになっていることから、植栽から数年後の状況を見ながら、実施を検討する。

下刈の方法及び年間の下刈回数については、対象となる植栽箇所の植生、地況を踏まえて決定するものとし、草本類の被圧を脱する事の出来る樹高(H=1.0~1.5m程度)に達するまで継続して実施するものとする。

ただし、ノウサギ等の獣害が発生している場所では、下刈りによって被食圧が高くなる可能性もあるため坪刈を基本とする。

#### ② 補植

植栽木又は天然下種更新による侵入木が枯死・枯損し、群落としての密度を維持できないと判断される場合は、その原因を考慮しながら適宜補植を実施する。 補植する樹種、方法については、対象箇所の状況を踏まえて検討する。

#### ③ 除伐・間伐

当初の植栽から数年しか経過しておらず、除・間伐の必要性はまだ乏しいので、本計画期間では実施しないものとする。

ただし、外来種(ニセアカシア等)が侵入した場合は随時、除伐に務めるものとする。

#### 4-9 植栽以外の再生手法の実証試験

苗木の植栽による森林再生を行う場合は、種子からの育苗や山取苗の使用のいずれにおいても育成、養生に一定期間を要することとなる。このため、植栽による再生と平行して、植栽によらない再生手法についても実証試験を行うものとする。

## 第5章 自然観察・自然環境学習について

#### 5-1 基本的な考え方

自然再生への取り組みは長期にわたる事業であり、持続的な再生を継続していためにも多くの人々の理解、協力並びに参画が必要である。

本事業対象区域周辺は、第2章、第3書湯で記述したとおり、本州で最初にクマ ゲラの生息・繁殖が確認された豊かな自然環境に恵まれた地域であり、太平湖や森 吉山ダムの水源地ともなっている。

近隣の集落から30キロメートル近く離れた奥地のため、地域住民にとって身近な場所であるとはいえないものの、前述の立地環境から考え、奥山での森林再生に目を向けてもらう場所としての価値がある。

加えて、近年の生物多様性や森林の持つ多面的機能に対する期待の高まりを背景として、こうした立地環境を活かしながら、人と自然の関わり方を通して、再生のための取り組みの異議や重要性などを理解してもらう好機ともなりうる。

このため、事業対象地を含めた付近一帯における自然観察や自然体験、さらには 再生活動の中心となっている植樹・育樹活動などの取り組みを広く行いながら、本 事業のPRと理解の促進に努めていくものとする。

#### 5-2 取り組み方針

野外活動基地や森吉山野生鳥獣センターをベースとしてNPO団体等が主催する自然観察会や環境学習活動については、自然再生と関連した内容で実施できるように調整に努める。

また、近年盛んになってきている企業の社会貢献活動のための活動フィールドと して事業地を提供するなど、幅広い参画により再生活動が進ように努める。

併せて、再生事業への取り組みについての理解を深めるため、情報発信を行いつつ参加型の学習機会を積極的に開催するとともに、現地にある既存施設に関連資料を展示するなどして紹介に務める。

加えて、第4章4-8の維持管理も含めて、前期計画期間内に森吉山麓での自然 再生を進めていくことを目的に設立された「森吉山ブナ林再生応援隊」をはじめと した各種団体等と連携を図りながら、植栽から維持管理が行えるような体制の構築 を図る。

# 5-3 具体的な取組内容

- (1) 自然再生活動
  - ① 採種から苗木の植付までの作業や維持管理作業について、多様な人々(NPOやボランティア団体等)が参画できる場、機会を提供する。なお、前期計画期間には、飲料メーカーとのタイアップによる植樹イベントを開催したところ、県内から多くの参加を得る事ができた。このようなイベントは、多くの人に関心を持ってもらうための手法として効果が大きいことから、周知を

図るための機会として位置づけ、継続的な開催を検討する。(図5-3-1)

- ② 前期計画期間内に、植栽に使用するポット苗木、道具類を野外活動基地に配備し、随時、希望者に対する植樹活動等を支援できる体制を構築していることから、これを継続する。
- ③ 実施計画に基づいた植栽や維持管理作業方法について、県や野外活動基地を 管理するNPO団体等を通じて技術指導を行う。





図5-3-1 ボランティア植栽の様子

# (2) 情報発信

- ① ホームページの運営やマスメディアと連携した広報活動を展開して情報を 発信する
- ② 野外活動基地を再生事業の展示施設として位置付け、事業への取り組みに関するパネルや植栽履歴等の資料を展示するほか、パンフレット(説明資料)を作成して配備する。
- ③ 試験植栽地等を展示林として公開するため、案内板や説明板を複数設置しており、これらを活用しながらの取組の普及を図る。



図5-3-2 平成22年度に設置した案内板

#### (3) 環境教育

① 再生活動を自然環境学習の教材、フィールドとして位置づけ、地元小・中学

校等における環境教育の実践現場としての利用を促進する。

- ② 地元である北秋田市民に対する積極的な理解促進活動を行う。
- ③ 森づくりツアーやエコツーリズムの企画をするとともに、環境省や北秋田市 等の自治体と連携した学習活動を展開する。